

# CFP®資格審査試験問題集（相続・事業承継設計） 2018年度第1回

（本書籍の下記のページに誤りがありました。お詫びして訂正いたします。）

・ 77 ページ 問題 45（設問 B）

（誤）原則的評価方式によって評価した金額は（問題 44）より 800 円であるので、500 円を選択する。

（正）④原則的評価方式による評価額

中会社の原則的評価方式は、次の算式により計算した金額によって評価する。ただし、納税義務者の選択により、次の算式の「類似業種比準価額」を 1 株当たりの純資産価額により計算することもできる（同基本通達 179（2））。なお、次の算式の 1 株当たりの純資産価額は、株式を取得した者とその同族関係者が保有する議決権割合が 50%以下であるときは、80%を乗じて計算した金額とするが、算式の「類似業種比準価額」を 1 株当たりの純資産価額により計算するとした場合の純資産価額は 80%を乗じた金額とすることはできない（同基本通達 185）。

1 株当たりの相続税評価額＝類似業種比準価額×L+1 株当たりの純資産価額×（1-L）

1,000 円×0.90+800 円×80%×（1-0.90）=964 円

算式中の「類似業種比準価額」を 1 株当たりの純資産価額により計算した場合の R G 社の相続税評価額は  
800 円×0.90+800 円×80%×（1-0.90）=784 円

となるため、評価額が低い 784 円を選択する。

⑤ R G 社の 1 株当たりの相続税評価額

③<④ ∴ 500 円